避難所の環境整備に関する庁内検討会設置要綱

（設置目的）

第１条　避難所の生活環境に関する諸課題を整理し、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組みを推進するため、具体的な方策を検討する避難所の環境整備に関する庁内検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）避難所の空調整備に関すること。

（２）避難所における良好な生活環境の確保に関すること。

（３）その他、必要な事項に関すること。

（組織等）

第３条　検討会は、別表第１に掲げる者をもって構成する。

２　検討会には会長及び副会長を置く。

３　会長は生活安全部長とし、検討会を総括し、検討会の会議の招集及び進行を行う。

４　副会長は建設部長兼財務部建築管理担当部長併学校教育部学校施設整備担当部長とし、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

５　別表第１に掲げる者のほか、会長が指名する者を、臨時に会議に参加させることができる。

（幹事会）

第４条　検討会の協議・調整事項を詳細かつ具体的に検討するため、検討会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表第２に掲げる者をもって構成する。

３　幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。

４　幹事長は生活安全部危機管理政策担当課長とし、幹事会を総括し、幹事会の会議の招集及び進行を行う。

５　副幹事長は生活安全部防災課長とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるときは、その職務を代理する。

６　別表第２に掲げる者のほか、幹事長が指名する者を、臨時に会議に参加させることができる。

（庶務）

第５条　検討会及び幹事会の庶務は、生活安全部防災課において処理する。

（委任）
第６条　この要綱に定めるもののほか検討会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則
この要綱は、令和６年３月１日から施行する。
附則
この要綱は、令和６年７月16日から施行する。
附則
この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

別表第１

検討会
総合政策部長
総合政策部法務DX担当部長
市民活動推進部長
建設部長兼財務部建築管理担当部長併学校教育部学校施設整備担当部長
生活安全部長
経済産業部長
学校教育部長
生涯学習スポーツ部長

別表第２

幹事会
総合政策部政策推進課長
総合政策部デジタル推進課長
総合政策部情報管理担当課長
市民活動推進部協働推進課長
市民活動推進部学園都市文化課長
財務部建築課長
生活安全部防災課長
生活安全部危機管理政策担当課長
経済産業部商業観光課長
学校教育部学校施設課長
生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理担当課長
生涯学習スポーツ部生涯学習センター担当課長